

お 知 ら せ

～検査項目及び公表内容が変更になりました。～

平成24年12月から、山梨県では次のとおり放射性物質検査結果に係る表示方法が変更されました。

これを受け、給食食材放射線検査事業においては、放射性ヨウ素（I-131）を検査項目から削除するとともに、検査結果公表に際しては放射性セシウム134（Cs-134）及びセシウム137（Cs-137）それぞれの検査結果を公表することとしました。

県ホームページ（原子力発電所事故による本県への影響について） より

「放射性物質検査結果に係る表示方法の変更について」

山梨県では、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故による本県への影響を把握し、その結果を県民の皆さまにお知らせするため、平成23年度から県産農畜水産物や特用林産物等を、また、平成24年度からは流通食品や給食食材等の検査を行ってきました。

検査項目としては、放射性セシウムと放射性ヨウ素を測定し、放射性セシウムについてはセシウム134（半減期約2年）とセシウム137（半減期約30年）を合計した値でこれまで公表してきました。

こうした中、最近、「半減期の異なる放射性セシウム134とセシウム137それぞれの検査結果を教えてください」とのご要望を県民の方々からいただいたことや、半減期の短い放射性ヨウ素（半減期約8日）については、東日本大震災に伴う原子力発電所事故由来の検出が考えられなくなったことから、平成24年12月1日以降、以下の表示方法に変更いたします。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

（放射性セシウム）

セシウム134とセシウム137それぞれの検査結果を表示します。

（放射性ヨウ素）

半減期が短く（約8日）、現在では東日本大震災に伴う原子力発電所事故由来の検出が考えられなくなったことから、検査結果一覧表中の表記を行わないこととします。